

富士見市情報公開・個人情報保護審議会

令和4年度第2回会議録

会議日時	令和4年9月27日(火)		開会	午前10時00分	
			閉会	午前10時45分	
会議場所	全員協議会室	出席者数	委員 7名 事務局 5名		
出席者	委員	会長	伊藤 茂	委員	吉川 英亨
		委員	井上 恭子	委員	木村 佳照
		委員	井上 祥夫	委員	和田 雅子
		委員	今井 寛		
	事務局	総務部長	古屋 勝敏	総務課主任	山地 裕也
		総務課長	下田 恭裕	総務課主任	植田 徳久
		総務課副課長	神谷 智		
欠席委員	高橋 千代子 委員 (副会長)				
関係者の出席	なし		傍聴者	なし	
議長	伊藤 茂		担当書記	山地 裕也	
会議議題	1 富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)の制定内容について				

会 議 内 容	
進 行 者	内 容
伊藤会長 (議長)	1 開会 過半数出席があったため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条の規定に基づき、開会を宣言した。
伊藤会長 (議長)	2 議事 (1) 第1回富士見市情報公開・個人情報保護審議会（令和4年8月23日開催）において議論された内容を取りまとめ、意見書として事務局に提出した旨を、議長から説明した。 (2) 議長は次の議事について付議した。 富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の制定内容について
事務局	議事について事務局から説明を行った。 質疑応答については以下のとおり
委員	富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に当たり、従前の富士見市個人情報保護条例の廃止が予定されているが、これについて審議会が意思決定をするという手続は必要ないのか。
事務局	前回の審議会での説明のとおり、今回の法改正に伴い個人情報の保護に関しては改正後の個人情報保護法を根拠とすることになる。この法律の施行のために新たに施行条例を制定する必要があるが、現状の市の保護条例を廃止しないまま、施行条例と併存させることは、規定の内容からしてできないものと考えている。保護条例の廃止については、審議会の意思決定は不要なものと考えている。
委員	個人情報ファイル簿の作成・公表については、法の規定では1,000人以上の個人情報ファイルを保有する場合に必要となるものであるが、富士見市においては1人以上の個人情報ファイルを保有する場合にも作成・公表することを予定している。個人情報を適正に管理するという観点では、好ましいことではあるが、1人の個人情報ファイル簿を作成し公表するということが個人の特定につながるおそれはないのか。

事務局	<p>個人情報ファイル簿は、市の様々な事業がどういった個人情報ファイルを利用・保有しているのかを整理し、作成・公表するものである。指摘のとおり、1人しか対象者がいない事業であれば、個人の特定につながるおそれがあるかのような印象を受けるが、公表する際に対象者の人数に幅を持たせる、例えば1人以上100人未満といった記載などの工夫をすることで、個人の特定につながらないような仕組みを考えているところである。</p>
委員	<p>前回の審議会において、代理人による自己情報の開示請求について、法改正後は現在の保護条例の規定よりも拡大されるという説明があった。開示請求権の拡大は、個人情報保護の体制が緩くなるのではないかという懸念があるが、市としてはどのように考えているのか。</p>
事務局	<p>現在の保護条例においては、任意代理人による自己情報の開示請求を、本人が入院中であつたり、外国に滞在中であつたり、市が特別な理由があるとして認めた場合にのみ認める規定となっている。正直なところ、現在の規定が少し厳しすぎるものと認識しており、今回の保護法の改正によりこのような特別な事情がなくても、本人が委任した任意の代理人が自己情報の開示請求ができるものとなることは、市民にとって有益なことと考えている。見方によっては保護体制の低下ともとれるが、市としては、市民の自己情報の開示請求手続きの利便性の向上が図られるものであると認識している。</p>
委員	<p>本人の委任があれば、未成年者であっても任意代理人となることが可能なのか。</p>
事務局	<p>市としては、法律上有効な代理行為を行うことができない未成年者を任意代理人として認める運用は考えていない。個人情報の保護体制については、これまでと同レベルを維持していく。</p>
事務局	<p>3 その他 今後のスケジュールについて説明を行った。</p>
伊藤会長 (議長)	<p>4 閉会 閉会を宣言した。</p>